

大船渡湾水環境保全計画の改定について

1 計画策定及び改定の趣旨

大船渡湾は、いわゆる閉鎖性水域の地理的な特性等のため、水質が環境基準を達成しないことが多い状況であることから、平成2年に県が中心となって化学的酸素要求量（COD）の削減に重点を置いた「大船渡湾水質管理計画」を策定した。

その後、平成12年度に「大船渡湾水環境保全計画」を策定、平成25年度には、東日本大震災による被災やその後の復旧工事と産業の再建等、大船渡湾を取り巻く環境の変化に対応するため、計画を改定し、大船渡湾域の水環境保全対策に取り組んでいる。

現行の計画は10カ年計画としており、本年度でもって計画期間(2014年度～2023年度)が終了することから、次期計画(2024年度～2033年度)を策定する。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、各関係機関が大船渡湾域の水環境保全対策を推進するための基本指針となるものである。

また、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に規定する基本計画と位置付けている。

(2) 計画の期間

計画期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和15(2033)年度を目標年次とする10カ年計画である。

なお、計画の達成状況等を考慮し、必要に応じて見直すこととしている。

3 今般の計画の改定

(1) 基本目標

現行計画の基本目標である「みんなで環境と共生した心豊かな地域社会を築き、良好な大船渡湾の水環境を将来の世代に継承する」を継続する。

(2) 基本方向

これまでの取組状況等を踏まえるとともに、湾浄化に効果的である市民、事業者の排水対策を重点的に推進するため、施策の体系を見直す。

現行計画では3つ掲げている基本方向を、「恵み豊かな水環境を守ります」、「水環境保全について理解を高め、協働を推進します」の2つとする。

(3) 施策

これまで「施策の方向」に重点施策を設定していたが、6つの施策のうち3つを重点施策として設定する。

重点施策については、現状と課題を踏まえ、家庭や事業所の排水による汚濁負荷量を削減するため、「生活系排水対策の推進」及び「産業系排水対策の推進」を設定する。

また、森林等の水源かん養機能の充実・活用、水辺の生態系の確保、湾内に流入するごみ対策を推進するとして、「水資源の確保と水辺の環境保全」も設定する。

(4) 施策の方向

新たな施策を設定したことに伴い、施策の方向を見直す。

(5) 計画の推進と進行管理

現行計画では、「第5章 計画の推進」、「第6章 水環境保全配慮行動のための指針」と章を分けていたが、統合して「計画の推進と進行管理」とする。

(6) 実施計画の策定

重点施策の具体的な取組内容・指標について、重点施策を変更することから、その内容を見直す。

4 計画の主な変更箇所

頁	掲載箇所	主な変更内容
11 ～ 12	第1章第2節1 大船渡湾の水質の現状と 課題	「大船渡市による調査から推察されること」として、湾内の溶存酸素量及び令和3年度に実施した植物プランクトン調査についての考察を追加。 現行計画策定時（平成25年度）は、東日本大震災による海水の交流等により、水質が一時的に改善していたが、近年は悪化傾向にあることから、有識者報告会における指摘事項等を記載した。
13 ～ 15	第1章第2節2 流入河川・水路の水質の 現状と課題	(1) 計画期間中に市が環境関連調査において実施した、3河川の水質測定の結果（H25、28、30、R4）を掲載。 (2) 県が令和3年度から4年度にかけて実施した、岩手県立大学との調査研究結果を掲載。
21 ～ 22	第1章第2節3 汚濁負荷発生源別の現状 と課題	面源負荷の発生源となり、市面積の70%を占める森林の現況について追加。
24	第2章第4節 施策の体系	これまでの各種調査の結果及び市の第3次環境基本計画を踏まえ、施策の体系を見直した。 生活系排水対策（下水道、浄化槽）及び小規模事業場対策等の課題に対応するため、「生活系排水対策の推進」、「産業系排水対策の推進」を重点施策として設定した。

頁	掲載箇所	主な変更内容
25 ～ 30	第3章 施策及び施策の方向	<p>これまでの取組等を踏まえ、下記施策を追加した。</p> <p>施策①生活系排水対策</p> <p>(1) 第3次大船渡市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって対策に取り組むことを記載。</p> <p>施策②産業系排水対策</p> <p>(1) 小規模事業場への指導について、施策の方向に設定。</p> <p>施策③水資源の確保と水辺の環境保全</p> <p>(1) 藻場・干潟の保全に努めることを追加。 (2) 灯油等流出事故防止に係るSNS等の啓発を追加。</p> <p>施策④水環境の調査</p> <p>(1) 研究機関と共同で実施した調査結果を計画に反映させることを追加。 (2) 気候変動による水質への影響と対策の検討を追加。 (3) ブルーカーボンの調査・研究を追加。</p>